

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	マイナンバー事務	会計名称	一般会計		担当課	市民課	
		予算科目	2 款 3 項 1 目	事業番号	651	所属長名	米湊 誠二
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）				担当責任者名	久田 達夫	
法令根拠等	住民基本台帳法・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律				実施期間	【開始】	平成 27 年度
総合計画での位置付け	快適空間都市の創造					【終了】	平成 年度(予定) ■ 設定なし
	情報化社会に対応した基盤づくり						
総合計画における本事業の役割	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条、第8条及び第17条の規定に基づき、適正な処理を行う。						
事業の対象	伊予市に住民票のある日本人及び外国人		事業の目的		行社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、複数の機関に存在する個人情報について、同一人の情報であるということの確認を行うための基盤となる制度である。効率性や透明性を高め、市民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現することを目的とする。		
事業の内容（整備内容）	平成27年10月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され、市民に12桁の番号が割り当てられた通知カードが送付され、平成28年1月以降「マイナンバーカード」の申請・取得が始まった。「マイナンバーカード」の取得により、電子証明を用いる電子申請や平成29年2月からコンビニで住民票などの証明書が取得できる等さまざまなサービスが利用できるようになった。		昨年度の課題に対する具体的な改善策				

事業活動の内容・成果 (D0)

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）						
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	27年度実績	28年度予定	9月末の実績	28年度実績
財源内訳	直接事業費	13,658	14,780	323	0	3,212	5,020	マイナンバーカード申請件数（累計）	件	2491	3400	2898	3380
	国庫支出金	11,639	12,178	0	0	3,133	2,766						
	県支出金	0	0	0	0	0	0						
	地方債	0	0	0	0	0	0						
	その他	0	21	0	0	0	72						
	一般財源	2,019	2,581	323	0	79	2,182						
職員の人工（にんく）数		0.55	1.65				1.65						
1人当たりの人件費単価		8,042	8,086				8,086						
※ 直接事業費＋人件費		18,081	28,122				18,362						
主な実施主体		直接実施（臨時職員6人含む）		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）									
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	5年間の合計		
						5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000		
成果指標	指標	マイナンバーカード申請率	単位	⇒	区分年度	27年度	28年度	29年度	目標	毎年度			
			%		目標	8	9	9.5	10				
	指標設定の考え方	マイナンバーカード申請件数（J－LIS集計値）／人口			実績	6.5	8.8						
						指標で表せない効果							

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 (今年度の途中経過)			公平・公正な行政サービスの実施を目的とし、国民の利便性向上をうたった制度であり、その理念実施のためマイナンバーカードを利用した戸籍・住基関係各証明のコンビニ発行を検討し、もってマイナンバーカードの交付率向上を図る。									
事業評価	自己判定 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1	施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。 この事業では 施策の目的を果たすことができない 。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	事業成果・工夫した点	公平・公正な行政サービスの実施を目的とし、国民の利便性向上のため、マイナンバーカードを利用した戸籍・住基関係各証明のコンビニ発行システムを制度化した。		
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1	社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、 見直しが必要である 。	4						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1	市が積極的に関与・実施すべき事業である。 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	3						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1	市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1	既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、 事業継続の必要性は低い 。	3						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1	施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につなげていない。	3						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1	現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、 効率的な手段の見直しが必要である 。	3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	B				
			コスト効率	5 4 3 2 1	投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ 事業費・人件費の削減余地がある 。	3						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1	他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め 市民負担の見直しが必要である 。	3						
		一次判定 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1	施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。 この事業では 施策の目的を果たすことができない 。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 ☐ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する (判断の理由) 住民サービスの向上及び利便性の面からも、今後市民ニーズにマッチした事業である。	
				社会情勢等への対応	5 4 3 2 1	社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、 見直しが必要である 。	4					
				市の関与の妥当性	5 4 3 2 1	市が積極的に関与・実施すべき事業である。 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	3					
	有効性		事業の効果	5 4 3 2 1	市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1	既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、 事業継続の必要性は低い 。	3						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1	施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につなげていない。	3						
	効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1	現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、 効率的な手段の見直しが必要である 。	3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	B					
		コスト効率	5 4 3 2 1	投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ 事業費・人件費の削減余地がある 。	3							
		市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1	他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め 市民負担の見直しが必要である 。	3							

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。				
☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。				
☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。				

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性（ACTION）

の経営 最終者 判断議	事業の方向性	コメント欄	
	☐	さらに重点化する。	
	☒	現状のまま継続する。	
	☐	右記の点を見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を行う。	
	☐	事業の休止、廃止を行う。	